判決 平成14年7月8日 神戸地方裁判所 平成14年(わ)第400号 窃盗 被告事件

文 被告人を懲役3年に処する。 未決勾留日数中30日をその刑に算入する。 由

(犯罪事実)

被告人は、平成14年3月27日午後11時14分ころ、神戸市兵庫区新開地2 丁目3番Bの1号神戸高速鉄道株式会社東西線新開地駅上りホームにおいて、 同ホ ームのベンチで仮睡中のV女(当時22歳)が膝に置いていた手提げバッグを引き 寄せて同手提げバッグ内から、同女が所有する現金1821円及びキャッシュカー ド2枚等14点在中の財布1個(時価合計2万9150円相当)を抜き取り窃取し

(証拠の標目)

省略

(補足説明)

関係各証拠によれば、判示の日時場所において、被告人が被害者の財布を手に取ったことは明らかであり、被告人も認めているが、被告人は、同財布を盗んだので はなく、ベンチで仮睡中の被害者の膝から、手提げバッグが落ちた際、財布が出て 床に落ちたので、それを拾ってやったものであると弁解しているので、この点につ いて、補足して説明する。

兵庫県警察本部地域部鉄道警察隊特務係警察官Aは、証人として、本件現場で被 害者及び被告人を認め、被告人が被害者に接近し、被害者の手提げバッグに手を伸 ばして引き寄せ、中を物色する様子を見せたこと、その後、戻した右手を被告人が 着用していたジャンパーの左内側に突っ込んだこと、同証人がその右手をつかんだ ところ、被告人は、本件財布を手に持っていたことなどの状況を供述し、同証人と 共に勤務し、行動を共にしていた同警察隊特務係警察官日も、これに沿う供述をし ている。同証人らは、警戒勤務中に、たまたま被告人の行動を現認したものであって、その信用性を疑うべき事情はなく、その供述内容も、詳細、具体的で、不自然、不合理な点はない。したがって、これらの各供述は、十分信用に値し、これに 反する被告人の供述は信用することができず、前記各証人の供述に前掲各証拠を総 合すると,判示事実は優に認定することができる。

(累犯前科)

事実

平成11年2月23日神戸地方裁判所で窃盗罪により懲役2年10月に処せら 平成13年10月20日その刑の執行終了 証拠

前科調書

(法令の適用)

刑法235条 重 刑法56条1項,57条

未決勾留日数の算入 刑法21条

訟 費 訴 用 刑事訴訟法181条1項ただし書

(検察官大野雅祥 出席)

平成14年7月8日

神戸地方裁判所第4刑事部

笹 野 明 裁判官